

# アイヌ：言語／文化の復興と歴史の抑圧

国連大学グローバルセミナー第8回北海道セッション  
2008年8月18日 於北海道教育大学札幌校  
奥田統己（札幌学院大学）

## 1 アイヌ民族の歴史と先住性

アイヌ史の研究においてはたいていの場合、「アイヌ文化」という語は13世紀ごろに主に北海道で「成立」した宗教・芸術・生活の様式を指して用いられる。ではその「アイヌ文化」の成立以前に、アイヌの人々の先祖はどこでどのように暮らしていたのだろうか。自然人類学者たちの研究によれば、縄文時代人の一部は一ある研究者は北海道島の東半分といい、別な研究者は日本列島の東半分という一、現在のアイヌ民族の直接の祖先であるという。また歴史学者たちの多くは、7世紀以降の日本の古い歴史書に現れる支配されざる北方の人々「蝦夷」が、現在のアイヌ民族の直接の先祖を含んでいると推定している。

縄文人および蝦夷の一部はまた、現在の日本の多数者（和人）の直接の先祖だとも考えられている。つまりこれらの古い時代にさかのぼればアイヌ民族の境界もそして和人の境界も、はっきり定めることが難しい。このことははっきりしてアイヌ民族の歴史がかつて和人の歴史に含まれていたことを意味しないし、アイヌ民族の先住性を否定しない。もし和人が自己の歴史を縄文時代にまで遡らせることができるならば、アイヌ民族もやはり自らの歴史を13世紀をはるかに超えて遡らせることができるのである。注意すべきなのは、「日本史」の意味と根拠に関するこのような基本的な疑問が、境界のはっきりしなかった時代より後の特定の時期のなかに「アイヌ文化」を限定するとき、覆い隠されてしまうことである。

## 2 近現代のアイヌ民族とアイヌ文化

やはりたいていの場合、明治時代におおぜいの和人がアイヌ民族の版図に侵入して以降、アイヌの民族性と文化は衰退したとされる。そして現代のアイヌの民族的アイデンティティーに関する議論のなかでは、一般のまた報道機関のたいていの関心は「失われた」文化の復興とその現代的な解釈にだけ向けられる。もちろんアイヌの経済的基盤と政治的・文化的自主性は、かなりの程度和人の侵入以後に奪われた。また明治以前のアイヌ文化はしばしば伝統的だとみなされ、民族的アイデンティティーの象徴としての役割を果たしている。

しかし、マイノリティーのアイデンティティーと文化は、伝統とその現代的な解釈のなかだけにあるのではない。例えばあるアイヌは自分のエネルギーをアイヌ語を学ぶことかわりに英語を学ぶことに費やすこともできなければならないし、あるいはアイヌ伝統文化の研究者を目指すかわりにカウンセラーを目指すこともできなければならない。そうした人生を「脱アイヌ」のものだとみなすことは、和人やアイヌを含む何人にも、できない。アイヌの人々の民族的アイデンティティーは、アイヌ語や伝統文化に加えて、政治、経済、そして文化のさまざまな側面で、自由に表現されるべきである。国際連合の「先住民族の権利に関する国連宣言」第3条も次のように述べている：「先住民族は自決権を有する。この権利によって、彼らはその政治的地位を自由に決定し、その経済的、社会的、文化的発展を自由に追求する。」

こうした自由への言及を伴わずに伝統文化を奨励することは、固定観念を広めることにつながるだろう。ここで再び注意すべきなのは、近現代のアイヌの人々の民族的活動を固定観念のなかに限定することが、やはり現在と将来における「日本人」の民族構成に関する基本的な疑問を不明確にすることである。

### **3 1997年以降の日本政府の政策と小学校社会科副読本『アイヌ民族：歴史と現在』2008年改訂版にみる歴史の抑圧**

1997年に日本政府は、北海道ウタリ協会からの民族的権利についての新法要求に応えるかたちで、「アイヌ文化振興法」を制定した。しかしこの法律と関連する公文書のなかでは、政治的・社会経済的権利は除外され、民族的活動は言語と「伝統的」文化に限定された。確かにアイヌ語、口頭文芸、音楽や手工芸などが法律の制定以後振興されるようになった。そのいっぽう、より広い要求へ向けてのアイヌ民族の運動は機先を制され方向性を見失ってしまった。若いアイヌの「民族運動」へのエネルギーは今や、刺繍や舞台上での舞踊と音楽のパフォーマンスのなかにその多くが吸収されているようにさえ見える。

この法律に基づく事業の一つが、日本全国の小中学生を対象としたアイヌ民族に関する副読本を発行することである。2001年に刊行されたその初版は、縄文以前から現代までの時間軸に沿って、固定観念に限定されず歴史的な変化を追いながら、アイヌ民族の歴史と文化を提示していた。（実はその編集委員長を務めていたのは私だったので、これは当然のことだった。）2008年に改訂された小学校向けの新版では、まったく正反対に、固定観念に基づく像だけがアイヌ文化として提示され、アイヌ文化の時代は13世紀から19世紀までだけに限定され、現代のアイヌ文化はアイヌ語を学び、手工芸を作り、舞踊や音楽を演じる活動などだけによって例示されている。この改訂版が「親しみやすく、教えやすい」という方針のもとに編集されたことに、もう一度注意すべきである。

### **4 国会の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」について**

2008年6月6日、日本国の衆参両議院は「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を決議した。この決議は確かに大きな変化であるが、実際にはなお多くの問題点が存在し、明るい未来を単純に見通すことはできない。上に述べたとおり、1997年に「アイヌ文化振興法」が制定されて以来、アイヌ民族の運動のエネルギーは大きく伝統文化へと舵を切っている。伝統文化の外側でのアイヌ民族自身の将来像は、少なくとも組織レベルでは、この10年のあいだ議論の主要なテーマではなくなっていた。もしも政府による新たな法制化への準備が予定どおり進めば、アイヌの側で議論する時間は1年に満たない。そうなると、日本国内でのアイヌ民族の新たな立場は、アイヌ自らが勝ち取ったものではなく、国から与えられたものになってしまう。そこで「与えられる」権利も、歴史的な変化の力を持たない固定観念としての伝統文化の範囲を、超えることは難しいだろう。

決議の翌日である2008年6月7日、朝日新聞の著名なコラム「天声人語」は、アイヌの権利を支持したうえで、この民族を「大自然と折り合い、漁猟や耕作にいそしむ心優しき民」と形容した。この表現に代表されるような日本のジャーナリズムの認識の水準も、私が上に述べた悲観的な見通しの理由の一つである。